



新規創業される方に助成金を交付し、起業を応援します！

令和5年4月 魚津市商工観光課

魚津市創業者支援事業助成金のご案内

Tel.0765-23-6195

要件	少なくとも以下の①～②全てに該当すること					
	①魚津市内において新規創業する予定(創業後含む)であり、3年以上事業を継続する見込みのあること。					
	②市税等を滞納していないこと。					
ただし、以下の事業は対象外となります。						
・風営法に基づく営業の許可又は届出を要する事業 ・宗教活動又は政治活動を目的とする事業						
・事業承継により開始する事業 ・フランチャイズ契約に基づく事業及びそれに類する事業						
・常時1人以上のスタッフが配置されない事業（スタッフには事業主も含む）						
・1週間の営業日数が平均して3日以下である事業 詳しくは商工観光課にお問合せください！						
助成金の種類	どちらかを選択(ただし、下段の貸店舗賃助成金との併用可)					
	☆改装助成金（自己所有物件も可）			☆奨励金		
助成金額	対象経費(※1)の1/3（上限50万円）			10万円		
助成額の加算	事業主もしくは法人の代表者が ・「特定創業支援事業を受けた事業(※2)」なら 対象経費の1/2（上限75万円） ・「40歳未満」なら 対象経費の1/2（上限80万円） ・「40歳未満の方」が「特定創業支援事業参加者」であれば 2/3（上限105万円）			事業主もしくは法人の代表者が ・40歳未満なら 10万円 ・女性なら 5万円 ・特定創業支援事業参加者 5万円		
特定創業支援事業	40歳未満	40歳以上	性別	40歳未満	40歳以上	
受けた事業	対象経費の2/3 （上限105万円）	対象経費の1/2 （上限75万円）	女	30万円	20万円	
			男	25万円	15万円	
受けていない事業	対象経費の1/2 （上限80万円）	対象経費の1/3 （上限50万円）	女	25万円	15万円	
			男	20万円	10万円	
申請の流れ (<u>わく囲み部分</u> が申請者の係る部分)	認定申請 → 書類審査 → 対象認定 → 改装工事 → 現地確認 → 交付申請 → 助成			認定申請 → 書類審査 → 対象認定 → 現地確認 → 交付申請 → 助成		
認定申請期限	改装工事着工前			営業開始初日から3か月以内		
併用可能な助成金	☆貸店舗賃助成金（改装助成金・奨励金と併用しない場合は、営業開始初日から3か月以内に申請してください） 要 件：「40歳未満」の方が、「魚津市立地適正化計画で定める居住誘導区域(※3)」にある貸店舗で創業する場合 助成金：賃料の1/3（上限20万円、営業開始初日の属する月から12か月分が対象）					

認定申請時提出書類 ⑤～⑨は写しで構いません。

- ①認定申請書 ②事業計画書 ③魚津中小企業相談所の発行する相談証明書
④市税等納付状況確認同意書 ⑤生年月日が(奨励金の場合は性別も)わかる身分証明書
⑥開業届または商業法人登記簿(創業後の場合)

改装助成金の場合は⑦・⑧、貸店舗賃助成金の場合は⑨も必要です。

- ⑦改装工事見積書 ⑧工事内容のわかる図面・工事前の写真等 ⑨貸店舗等の賃貸借契約書

(※1) 既存設備物撤去費、持ち運びできる対象物の購入費、消費税は、補助対象となりません

(※2) 特定創業支援事業: 魚津市創業支援等事業計画に位置付けられた事業(例: アシシステム税理士法人主催「とやま創業スクール」)

(※3) 「魚津市立地適正化計画で定める居住誘導区域」は裏面の地図をご参照ください。

<魚津市立地適正化計画で定める居住誘導区域>

枠線の内部が居住誘導区域になります。

